



# 納期限を守りましょう！

市では、行政サービスの財源確保のため納期内納付のお願いや徴収体制の強化、滞納者への対処などに取り組んでいます。

問 市・税務課 TEL 42-1804

## 市税等の納期一覧と納付方法

### ● 納期一覧

	市道民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	保育実施費負担金
4月							期別無 (期限は原則、 各月25日)
5月		1期	全期				
6月	1期						
7月		2期		1期	1期	1期	
8月	2期			2期	2期	2期	
9月		3期		3期	3期	3期	
10月	3期			4期	4期	4期	
11月		4期		5期	5期	5期	
12月	4期			6期	6期	6期	
1月				7期	7期	7期	
2月				8期	8期	8期	
3月							

### ● 納付方法

	市道民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	保育実施費負担金
納付書 (指定金融機関)	○	○	○	○	○	○	○
コンビニ	○	○	○	○	×	×	×
スマホ	○	○	○	○	×	×	×
口座振替	○	○	○	○	×	×	×
クレジットカード※	○	○	○	○	×	×	×

※納付の詳細は外部サイト「地方税お支払いサイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)」でご確認ください。  
また、メンテナンス等で利用できない時間帯がありますので、あらかじめ「運用スケジュール」もご確認ください。

納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、延滞金特定基準割合（1.4%）に年7.3%を加算した割合、つまり令和5年度は8.7%の延滞金がかかります。ただし、納期限の翌日から1か月以内の期間については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合、つまり令和5年度は2.4%となっています。



## ● 滞納者への対処について

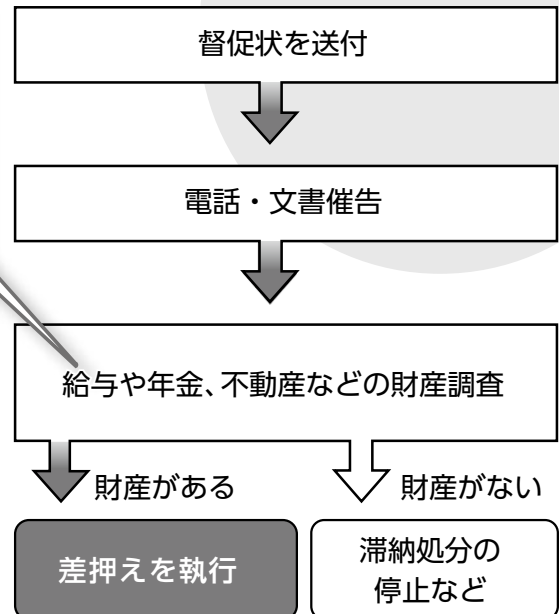
- ◎給与や年金の支給状況及び取引状況などの調査
- ◎不動産の所有や抵当権の設定、負債額などの調査
- ◎自宅などを捜索し、生活必需品以外の動産（貴金属や宝飾品など）の所有状況を調査
- ◎家族や親族、近隣住民への生活状況などの聞き取り調査

▼市では納期限までに納付がない場合、電話や文書による催告を行い、滞納者へ早期の納付を促しています。

それでも納付または相談がない場合には財産調査を行い、財産の有無を確認した上で滞納処分を執行します。市税の場合は納期限が過ぎたことにより発生した延滞金も納付がない場合は滞納処分の対象になります。

▼差押による滞納処分を行っても、滞納処分の留保や不納欠損に至る状況に該当すると判断した場合は、市債権をそのままにせず、未収金を不納欠損として処理します。

### 【「滞納者への対処」の一例】



## 納付相談はお早めに！

### ● 主な相談窓口

対象税目など	担当課（電話番号）
市 税	市・税務課（42-1804）
保育実施費負担金 学童保育実施費負担金	市・教育委員会 子育て支援課（42-1808）
上・下水道料金	市・上下水道課（42-5151）
下水道事業受益者負担金	市・上下水道課（42-2049）
介護保険料	市・介護支援課 （は一とふる内・49-6070）
後期高齢者医療保険料	市・市民課（42-1805）
住宅使用料	市・建築住宅課（42-2025）
土地貸付料	市・管財課（42-1813）
医療費	市立病院・医事課（49-1011）

▼市税などの滞納は、納期限内に納付されている多くの皆さんとの公平性を欠くだけでなく、市民の皆さんが生活していく上で欠かすことのできない行政サービスを行うための財源をひっ迫させてしまいます。

市ではこの貴重な財源の確保のため、各担当課の徴収体制の強化を継続し、滞納者に対する財産調査や滞納処分をはじめ、法的措置等も含めた対策を講じ、悪質と判断せざるを得ない滞納者には毅然とした態度で臨んでいきます。

▼市税をはじめとする市債権について、病気や失業等、やむを得ない事由により、納期限内に納付できない場合はお早めに各担当課へ相談してください。

**納期限をしっかりと守り、  
忘れずに納めましょう。**